

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年5月10日（水）午後2時50分～午後3時30分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (16名)

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 松田 榮義 | 7 | 梅田 昌宏 | 14 | 今村平治郎 |
| 2 | 奥本 正嗣 | 8 | 稲岡 丈介 | 15 | 中江 彰 |
| 3 | 寺田 勉 | 9 | 水井 豊 | 16 | 藤岡 秀信 |
| 4 | 藤本 佳昭 | 11 | 森本 輝雄 | 17 | 中島 惠敏 |
| 5 | 高井 信安 | 12 | 藪内 聿彦 | | |
| 6 | 弓場 一郎 | 13 | 速水 保 | | |

4. 欠席委員 (1名) 10番 増田 武雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 その他

1) 畑作転換承認申請について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項第6号規定による届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。本日は、委員16名出席で、定足数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。
 (会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
 (異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に15番、中江委員さんと16番、藤岡委員さんのお二人を指名致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため売買による所有権移転の異動でございます。番号1番、申請地、大字松塚□□番地（田）1,186㎡、譲受人、大字松塚、□□□、譲渡人、大字松塚、□□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、5,969㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、ローソン松塚店より□へ約200mのところであります。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、それぞれの譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすものと判断致します。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

 （なしの声有り）

議 長 質問がないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字築山□□番1（地目）田（現況）畑、208㎡、□□番4（地目）田（現況）畑、117㎡、□□番5（地目）田（現況）畑、23㎡、申請人、大字築山、□□□□、転用目的は、庭先用地及び進入路への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、愛恵幼稚園より□へ約200mのところ。番号2番、申請地、大字築山□□番3（地目）田（現況）畑、208㎡、申請人、□□□□、転用目的は、庭先用地への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、愛恵幼稚園より□へ約200mのところ。番号3番、申請地、大字大谷□□番2（田）270㎡、同じく大谷□□番3（田）288㎡、申請人、香芝市、□□□□、転用目的は、太陽光発電設備への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、香芝自動車学校より□へ約100mのところ。なお、申請に伴う書類等は3件とも具備致しております。以上、議第2号につきましては3件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して
頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。1番の□□さんと2番の□□さんは、
ご兄弟で同一敷地ですので、まとめて報告致します。調査順序表の利用計画図をご覧頂ければ、
位置関係がおわかり頂けると思います。申請地の現況としては、□の状態ですが、事務局の指
導により、改善され、申請となり、□□書も提出されています。今後も、現状と変わらず使用
される計画で、□□水利組合からの同意も添付されておりますので、周囲への被害はないもの
と思われま。農地部会としてはやむを得ない申請であろうという審議結果でした。続きまし
て、3番、大字大谷の□□さんの太陽光発電設備への転用の申請であります。申請地の現況
は、畑作転換申請されていますので、造成した状態になっております。周囲の状況は、東側は
水路、西側は道路、南側は隣人の農家用倉庫、北側は親族家屋となっております。雨水は、自
然浸透で東側水路から排水されます。大谷水利組合からの同意を得ています。周囲への被害は
ないものと思われま。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上農
地部会での審議結果を報告させていただきます。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可
基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　説明させていただきます。1番の大字築山の農地区分につきましては前面道路にガス管、水道管
が埋設され近隣に医療施設がありますので、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用
につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、通帳の写しも添付されており、転
用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次の、申請に係る用途に遅滞なく
供することの確実性の点につきましては、許可後より直ちに着手したいということですので確
実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致
します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、現状と変わらず使用さ
れるとのことで、支障ないものと思われま。つづきまして2番の大字築山の農地区分につき
ましては、近鉄築山駅より500mのところの位置しており、第2種農地と判断致します。ま
ず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、通帳の写しも添
付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係
る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より直ちに着手したいとい
うことですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面
積であると判断致します。つづきまして、3番の大字大谷の農地区分につきましては、近鉄築
山駅より約500mのところの位置しており、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信
用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、通帳の写しも添付されてお
り、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞
なく供することの確実性の点につきましては、許可後より直ちに着工するということですので確
実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致
します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意
見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請
の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(賛成多数)

議 長 賛成多数ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字築山□□番地(畑)516㎡、大字築山□□番地(畑)513㎡、譲受人、広陵町、□□□□、譲渡人、御所市、□□□□、□□□□、申請地は、売買による所有権移転により、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、愛恵幼稚園より□へ約100mのところ です。以上、議第3号につきましては1件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字築山の□□さんの露天駐車場への転用の申請であります。申請人が営む会社の従業員等の駐車場としての計画です。申請地の現況としては、かなり荒れた状態にありますが、東側の隣地の雑種地と一体利用されるということです。周囲に農地はございません。築山水利組合の同意も得ています。周囲への被害はないものと思われま す。農地部会としては、やむを得ない申請であろうという審議結果でした。以上農地部会での審議結果を報告させていただきます。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。大字築山の申請ですが、近鉄築山駅より約500m内に位置しており、農地区分は第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は、申請人が役員をしている会社からの借入資金でまかなう計画で、転用後も会社の駐車場として使用されますので、資金の貸付並びに駐車場として借り受ける申出書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願 致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。続いて議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、旭北町□□番1(田)1,147㎡、借受人、今里町、□□□□、貸出人、南本町、□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。以上、議第4号につきましては1件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問など

ございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

14番

確認でお聞きしますが、□□さんが今まで小作をされていて小作を解約され返されたということですね。

事務局
議長

そうです。□□さんから□□さんに小作地を返されたということです。

他に質問がないようですので、議第4号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。続いて、議第5号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(中江委員 退席)

事務局

議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□番2(田)766㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字奥田、□□□□、利用権を設定する農地、大字奥田□□番地(田)1,146㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、平成29年5月1日から平成32年4月30日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、東雲町、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番1(田)772㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年5月1日から平成32年4月30日までの3年間でございます。借賃は、1筆6,020円となっております。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、鳥取市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番1(田)970㎡、利用権の種類は、賃貸権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成29年5月1日から平成3年4月30日までの3年間でございます。借賃は、1筆6,400円となっております。整理番号5番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番2外5筆で、地目は全て田、面積の合計は、2,300㎡になります。利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付しての利用で、利用期間は、平成29年6月1日から平成39年5月31日までの6年間でございます。整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□番地(田)977㎡、大字根成柿□□番1(田)951㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付しての利用で、利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認

頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしく
お願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など
ありませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第5号、農業経営基盤強化促
進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手
をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の
回答をすることに決定致します。次に議第6号を議題と致しますが、議題に入ります前に、中
江委員の入室、着席をお願い致します。

（中江委員入室、着席）

議 長 　ご着席頂きましたので、議第6号について事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第6号、その他1番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字
西坊城□□□番1（田）420㎡、申請人、大字西坊城、□□□□、田から畑への変更であり
ます。現状としては、畑として使用されており、畑作転換が出されていなかったため今回申請
して頂いたものです。盛り土もせず現状のままの使用です。場所は、調査順序表第□番目、山
仙青果（株）市場より□へ約100mのところであります。番号2番、申請地、中三倉堂一丁
目□□□番1（田）720㎡、申請人、中三倉堂一丁目、□□□□、田から畑への変更であり
ます。こちらも、相続の届出された際に畑として土を入れられている状態とのことでしたので、
畑作転換申請の提出をお願いしたものです。場所は、部会現地調査順序表第□番目、浮孔小学
校より□へ約200mのところであります。以上、畑作転換申請の承認につきましては2件の
申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会でご審議頂いておりますので、
農地部会長より審議結果の説明を願います。

部会長 　それでは、報告させていただきます。1番の大字西坊城の□□さんからの申請です。申請人から
の地目変更の相談があり、今回の申請となりました。現況は既に畑として使用されており、周
囲に影響はありません。事務局からの指導により、現況に即した形に是正されたもので、妥当
な申請であろうとの審議結果でした。続きまして2番目の中三倉堂一丁目の□□さんからの申
請です。申請人から地目変更の相談があり、申請となりました。現況は既に畑として使用され
ており、周囲に影響はありません。1番と同様に本件も現状に即した形に是正されたもので、
妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告いたします。

議 長 　それでは、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご
意見、ご質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問ないようですので、採決致します。それでは、議第6号、その他1番、畑作転換申請
を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第6号、その他1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致し
ます。次に議第6号、その他2番、専決処分報告について、報告第1号を議題と致します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議第6号その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出について、専決処理を行った事後報告でございます。番号1番、所在地、中三倉堂一丁目□□□番1(田)720㎡、相続人、中三倉堂一丁目、□□□□、届出事由は、平成28年10月18日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。番号2番、所在地、大字松塚□□番地外12筆で、面積は田が合計10,723㎡、畑が合計1,108㎡、合わせて11,831㎡です。相続人、大和郡山市、□□□□、届出事由は、平成28年12月20日相続による所有権移転の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については2件の届出でございます。

議長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。次に入ります。報告第2号について議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第6号、その他2番の専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字田井□□番7(田)3.36㎡、譲渡人、大字田井、□□□□、番号2番、転用届出地、大字田井□□番4(田)4.39㎡、譲渡人、大字田井、□□□□、番号1番と2番とも転用目的は、いずれも大和高田市が道路に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては2件の通知でございます。

議長 報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議長 他にないようですので、これで5月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

| | |
|------|-------|
| 議長 | 松田 榮義 |
| 署名委員 | 中江 彰 |
| 署名委員 | 藤岡 秀信 |